

白岡市勤労者体育センター条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

白岡市勤労者体育センター、白岡市市民テニスコート及び白岡市総合運動公園に指定管理者制度を導入することに伴い、関係する条例を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係（白岡市勤労者体育センター条例の一部改正）

白岡市勤労者体育センターに指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者に関する規定や、指定のための手続き、利用料金の取り扱いなどを定めるための、所要の改正を行うものである。

(2) 第2条関係（白岡市市民テニスコート条例の一部改正）

白岡市市民テニスコートに指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者に関する規定や、指定のための手続き、利用料金の取り扱いなどを定めるための、所要の改正を行うものである。

(3) 第3条関係（白岡市都市公園条例の一部改正）

白岡市総合運動公園に指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者に関する規定や、指定のための手続き、利用料金の取り扱いなどを定めるための、所要の改正を行うものである。

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 準備行為

改正後の白岡市勤労者体育センター条例、白岡市市民テニスコート条例及び白岡市都市公園条例に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の規定の例により行うことができる旨定める。

(3) 経過措置

指定管理者に白岡市勤労者体育センター、白岡市市民テニスコート又は都市公園の管理を行わせるときは、施行日前に施行日以後の利用等について市長がした利用の許

可その他の処分等は、施行日以後における改正後の条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分等とみなす旨定める。